

熊本市営住宅管理条例(昭和36年条例第17号)の全部を改正する。

目次

第1章 総則(第1条・第2条)

第1章の2 設置(第3条)

第1章の3 市営住宅等の整備基準(第3条の2―第3条の17)

第2章 市営住宅の管理(第4条―第43条)

第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用(第44条―第50条)

第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅)(第51条―第55条)

第5章 駐車場等の管理(第56条―第56条の9)

第6章 市営改良住宅の管理(第57条)

第7章 市営単独住宅の管理(第57条の2)

第8章 補則(第58条―第69条)

附則

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この条例は、市営住宅及び共同施設(以下「市営住宅等」という。)、市営改良住宅及び地区施設並びに市営単独住宅の設置及び管理並びに市営住宅等の整備基準について、公営住宅法(昭和26年法律第193号。以下「法」という。)、住宅地区改良法(昭和35年法律第84号。以下「改良法」という。)及び地方自治法(昭和22年法律第67号)並びにこれらに基づく命令の定めるところによるほか、必要な事項を定めるものとする。

(平22条例79・平24条例110・一部改正)

(用語の定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市営住宅 市が低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、次に掲げるもの
  - ア 市が建設、買取り又は借上げをしたもので、法の規定による国の補助に係るもの
  - イ 市が特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律(平成5年法律第52号)に基づく特定優良賃貸住宅として建設し、その後特定優良賃貸住宅としての用途を廃止したもの
- (2) 共同施設 法第2条第9号及び公営住宅法施行規則(昭和26年建設省令第19号。以下「省令」という。)第1条に規定する施設をいう。
- (3) 収入 公営住宅法施行令(昭和26年政令第240号。以下「令」という。)第1条第3号に規定する収入をいう。
- (4) 市営住宅建替事業 市が施行する法第2条第15号に規定する公営住宅建替事業をいう。
- (5) 市営住宅監理員 法第33条の規定により市長が任命する者をいう。
- (6) 市営改良住宅 市が改良法の規定により国の補助を受けて建設を行う住宅及びその附帯施設その他これに類する住宅及びその附帯施設で、市長が定めるものをいう。
- (7) 地区施設 改良法第2条第7項に規定する地区施設をいう。
- (8) 市営単独住宅 市が建設、買取り又は借上げを行い、低額所得者に賃貸し、又は転貸するための住宅及びその附帯施設で、第1号及び第6号に掲げる施設並びに熊本市小

集落改良住宅条例(平成22年条例第80号)に規定する小集落改良住宅以外のものをいう。

(平22条例79・平24条例53・一部改正)

#### 第1章の2 設置

(平24条例110・章名追加)

第3条 市は、住宅に困窮する低額所得者に低廉な家賃で入居させるために市営住宅及び市営単独住宅を設置する。

- 2 市は、改良法第2条第4項に規定する不良住宅が密集する地区の居住環境の整備を図るために市営改良住宅を設置する。
- 3 市営住宅、市営改良住宅及び市営単独住宅の名称、位置その他必要な事項は、市長が定める。

(平22条例79・平24条例110・一部改正)

#### 第1章の3 市営住宅等の整備基準

(平24条例110・追加)

(整備基準)

第3条の2 法第5条の条例で定める整備基準は、この章の定めるところによる。

(平24条例110・追加)

(健全な地域社会の形成)

第3条の3 市営住宅等は、その周辺の地域を含めた健全な地域社会の形成に資するように考慮して整備しなければならない。

(平24条例110・追加)

(良好な居住環境の確保)

第3条の4 市営住宅等は、安全、衛生、美観等を考慮し、かつ、入居者等にとって便利で快適なものとなるように整備しなければならない。

(平24条例110・追加)

(費用の縮減への配慮)

第3条の5 市営住宅等の建設に当たっては、設計の標準化、合理的な工法の採用、規格化された資材の使用及び適切な耐久性の確保に努めることにより、建設及び維持管理に要する費用の縮減に配慮しなければならない。

(平24条例110・追加)

(位置の選定)

第3条の6 市営住宅等の敷地(以下「敷地」という。)の位置は、災害の発生のおそれが多い土地及び公害等により居住環境が著しく阻害されるおそれがある土地をできる限り避け、かつ、通勤、通学、日用品の購買その他入居者の日常生活の利便を考慮して選定されたものでなければならない。

(平24条例110・追加)

(敷地の安全等)

第3条の7 敷地が地盤の軟弱な土地、崖崩れ又は出水のおそれがある土地その他これらに類する土地であるときは、当該敷地に地盤の改良、擁壁の設置等安全上必要な措置が講じられていなければならない。

- 2 敷地には、雨水及び汚水を有効に排出し、又は処理するために必要な施設が設けられていなければならない。

(平24条例110・追加)

(住棟等の基準)

第3条の8 住棟その他の建築物は、敷地内及びその周辺の地域の良好な居住環境を確保するために必要な日照、通風、採光、開放性及びプライバシーの確保、災害の防止、騒音等による居住環境の阻害の防止等を考慮した配置でなければならない。

(平24条例110・追加)

(住宅の基準)

- 第3条の9 住宅には、防火、避難及び防犯のための適切な措置が講じられていなければならない。
- 2 住宅には、外壁、窓等を通しての熱の損失の防止その他の住宅に係るエネルギーの使用の合理化を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
  - 3 住宅の床及び外壁の開口部には、当該部分の遮音性能の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
  - 4 住宅の構造耐力上主要な部分(建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)第1条第3号に規定する構造耐力上主要な部分をいう。以下同じ。)及びこれと一体的に整備される部分には、当該部分の劣化の軽減を適切に図るための措置が講じられていなければならない。
  - 5 住宅の給水、排水及びガスの設備に係る配管には、構造耐力上主要な部分に影響を及ぼすことなく点検及び補修を行うことができるための措置が講じられていなければならない。

(平24条例110・追加)

(住戸の基準)

- 第3条の10 市営住宅の1戸の床面積の合計(共同住宅においては、共用部分の床面積を除く。)は、25平方メートル以上とする。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所及び浴室を設ける場合は、この限りでない。
- 2 市営住宅の各住戸には、台所、水洗便所、洗面設備及び浴室並びにテレビジョン受信の設備及び電話配線が設けられていなければならない。ただし、共用部分に共同して利用するため適切な台所又は浴室を設けることにより、各住戸部分に設ける場合と同等以上の居住環境が確保される場合にあっては、各住戸部分に台所又は浴室を設けることを要しない。
  - 3 市営住宅の各住戸には、居室内における化学物質の発散による衛生上の支障の防止を図るための措置が講じられていなければならない。

(平24条例110・追加)

(住戸内の各部)

- 第3条の11 住戸内の各部には、移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置その他の高齢者等が日常生活を支障なく営むことができるための措置が講じられていなければならない。

(平24条例110・追加)

(共用部分)

- 第3条の12 市営住宅の通行の用に供する共用部分には、高齢者等の移動の利便性及び安全性の確保を適切に図るための措置が講じられていなければならない。

(平24条例110・追加)

(附帯施設)

- 第3条の13 敷地内には、必要な自転車置場、物置、ごみ置場等の附帯施設が設けられていなければならない。
- 2 前項の附帯施設は、入居者の衛生、利便等及び良好な居住環境の確保に支障が生じないように考慮されたものでなければならない。

(平24条例110・追加)

(児童遊園)

- 第3条の14 児童遊園の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟の配置等に応じて、入居者の利便及び児童等の安全を確保した適切なものでなければならない。

(平24条例110・追加)

(集会所)

第3条の15 集会所の位置及び規模は、敷地内の住戸数、敷地の規模及び形状、住棟及び児童遊園の配置等に応じて、入居者の利便を確保した適切なものでなければならない。

(平24条例110・追加)

(広場及び緑地)

第3条の16 広場及び緑地の位置及び規模は、良好な居住環境の維持増進に資するように考慮されたものでなければならない。

(平24条例110・追加)

(通路)

第3条の17 敷地内の通路は、敷地の規模及び形状、住棟等の配置並びに周辺の状況に応じて、日常生活の利便、通行の安全、災害の防止、環境の保全等に支障がないような規模及び構造で合理的に配置されたものでなければならない。

2 通路における階段は、高齢者等の通行の安全に配慮し、必要な補助手すり又は傾斜路が設けられていなければならない。

(平24条例110・追加)

## 第2章 市営住宅の管理

(入居者の公募の方法)

第4条 市長は、入居者の公募を次の各号に掲げる方法のうち2以上の方法によって行うものとする。

- (1) 市の広報紙
- (2) 市のホームページ
- (3) 新聞
- (4) テレビジョン
- (5) ラジオ
- (6) 市庁舎その他市の区域内の適当な場所における掲示

2 前項の公募に当たっては、市長は、市営住宅の供給場所、戸数、規格、家賃、入居者資格、申込方法、選考方法の概略、入居時期その他必要な事項を示して行うものとする。

(令2条例33・一部改正)

(公募の例外)

第5条 市長は、次の各号に掲げる事由に係る者を、公募を行わず、市営住宅に入居させることができる。

- (1) 災害による住宅の滅失
- (2) 不良住宅の撤去
- (3) 市営住宅の借上げに係る契約の終了
- (4) 市営住宅建替事業による市営住宅の除却
- (5) 都市計画法(昭和43年法律第100号)第59条の規定に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第3条第4項若しくは第5項の規定に基づく土地区画整理事業、大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法(昭和50年法律第67号)に基づく住宅街区整備事業、密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律(平成9年法律第49号)に基づく防災街区整備事業又は都市再開発法(昭和44年法律第38号)に基づく市街地再開発事業の施行に伴う住宅の除却
- (6) 土地収用法(昭和26年法律第219号)第20条(第138条第1項において準用する場合を含む。)の規定による事業の認定を受けている事業又は公共用地の取得に関する特別措置法(昭和36年法律第150号)第2条に規定する特定公共事業の執行に伴う住宅の除却
- (7) 現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと、既存入居者又は同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことその他既存入居者又は同居者の世

帯構成及び心身の状況からみて市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が入居することが適切であること。

- (8) 市営住宅の入居者が相互に入れ替わることが双方の利益となることその他市長が特に入替えを必要と認める事実があること。

(平17条例88・平18条例28・令2条例33・一部改正)

(入居者の資格)

第6条 市営住宅に入居することができる者は、次の各号(被災市街地復興特別措置法(平成7年法律第14号)第21条に規定する被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条の特定帰還者及び同法第39条の居住制限者)にあっては、第4号から第6号までの条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市内に住所又は勤務場所を有する者であること。ただし、次項第7号又は第8号に該当する者~~に~~あっては、この限りでない。
- (2) 現に同居し、又は同居しようとする親族(婚姻の届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者その他婚姻の予約者を含む。以下同じ。)があること。
- (3) その者の収入が次に掲げる場合に~~応じ~~、それぞれに定める金額を超えないこと。

ア 入居者が(ア)から(ウ)までのいずれかに該当する場合 214,000円

(ア) 障害者基本法(昭和45年法律第84号)第2条に規定する障害者で、その障害の程度が身体障害に~~あっては~~身体障害者福祉法施行規則(昭和25年厚生省令第15号)別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度、精神障害(知的障害を除く。以下同じ。)に~~あっては~~精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和25年政令第155号)第6条第3項に規定する1級又は2級に~~該当する程度、知的障害にあっては~~精神障害の程度に相当する程度であるもの

(イ) 戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第2条第1項に規定する戦傷病者でその障害の程度が恩給法(大正12年法律第48号)別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症に~~該当するもの~~

(ウ) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律(平成6年法律第117号)第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者、海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの又はハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律(平成13年法律第63号)第2条に規定するハンセン病療養所入所者等に~~該当する者~~

イ 入居者が60歳以上の者であり、かつ、現に同居し、又は同居しようとする親族のいずれもが60歳以上又は18歳未満の者である場合 214,000円

ウ 現に同居し、又は同居しようとする親族に小学校就学の始期に達するまでの者がある場合 214,000円

エ 市営住宅が、法第8条第1項若しくは第3項若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)第22条第1項の規定による国の補助に係るもの又は法第8条第1項各号のいずれかに~~該当する場合において~~市長が災害により滅失した住宅に居住していた低額所得者に転貸するため借り上げるものである場合 214,000円(当該災害発生の日から3年を経過した後は、158,000円)

オ アからエまでに掲げる場合以外の場合 158,000円

- (4) 現に住宅に困窮していることが明らかであること。

(5) 入居する世帯員の中に市税滞納者等(規則で定める者をいう。第53条第3号において同じ。)がないこと。

(6) その者及び現に同居し、又は同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)でないこと。

- 2 次に掲げる者については、前項第2号の規定は、適用しない。ただし、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることができず、又は受けることが困難であると認められる者については、この限りでない。
- (1) 60歳以上の者
  - (2) 障害者基本法第2条第1号に規定する障害者で、その障害の程度が次に掲げる障害の種類に応じ、それぞれ次に定める程度であるもの
    - ア 身体障害 身体障害者福祉法施行規則別表第5号の1級から4級までのいずれかに該当する程度
    - イ 精神障害(知的障害を除く。以下同じ。) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令第6条第3項に規定する1級から3級までのいずれかに該当する程度
    - ウ 知的障害 イに規定する精神障害の程度に相当する程度
  - (3) 戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が恩給法別表第1号表ノ2の特別項症から第6項症まで又は同法別表第1号表ノ3の第1款症であるもの
  - (4) 原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律第11条第1項の規定による厚生労働大臣の認定を受けている者
  - (5) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する被保護者又は中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)第14条第1項に規定する支援給付(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律の一部を改正する法律(平成19年法律第127号)附則第4条第1項に規定する支援給付を含む。)を受けている者
  - (6) 海外からの引揚者で本邦に引き揚げた日から起算して5年を経過していないもの
  - (7) ハンセン病療養所入所者等に対する補償金の支給等に関する法律第2条に規定するハンセン病療養所入所者等
  - (8) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成13年法律第31号。以下「配偶者暴力防止等法」という。)第1条第2項に規定する被害者又は配偶者暴力防止等法第28条の2に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者で、次のいずれかに該当するもの
    - ア 配偶者暴力防止等法第3条第3項第3号(配偶者暴力防止等法第28条の2)において準用する場合を含む。)の規定による一時保護又は配偶者暴力防止等法第5条(配偶者暴力防止等法第28条の2)において準用する場合を含む。)の規定による保護が終了した日から起算して5年を経過していないもの
    - イ 配偶者暴力防止等法第10条第1項(配偶者暴力防止等法第28条の2)において準用する場合を含む。)の規定により裁判所がした命令の申立てを行った者で当該命令がその効力を生じた日から起算して5年を経過していないもの
  - (9) 市長が特に指定する市営住宅に入居する者
- 3 市長は、入居の申込みをした者が前項ただし書に規定する者に該当するかどうかを判断しようとする場合において必要があると認めるときは、当該職員をして、当該入居の申込みをした者に面接をさせ、その心身の状況、受けることができる介護の内容その他必要な事項について調査させることができる。
- (平12条例55・平15条例51・平19条例93・平24条例53・平24条例110・平25条例81・平26条例48・令2条例33・一部改正)
- (入居者資格の特例)

第7条 市営住宅の借上げに係る契約の終了又は市営住宅の用途の廃止により当該市営住宅の明渡しをしようとする入居者が、当該明渡しに伴い他の市営住宅に入居の申込みをした場合においては、その者は、前条第1項各号に掲げる条件を具備する者とみなす。

2 前条第1項第3号エに掲げる市営住宅の入居者は、同項各号(同条第2項の規定に該当する者)にあつては、同条第1項第1号及び第3号から第6号までに掲げる条件を具備するほか、当該災害発生の日から3年間は、当該災害により住宅を失った者でなければならない。

(平15条例51・平19条例93・平24条例53・令2条例33・一部改正)

(入居の申込み)

第8条 前2条に規定する入居者資格のある者で市営住宅に入居しようとする者は、市長の定めるところにより入居の申込みをしなければならない。

2 前項の申込みは、公募の都度1世帯1箇所に限るものとする。

3 第11条第1項に規定する補充入居者に限り、当該補充入居に係る申込みと重複して第1項の申込みをすることができる。

4 市長は、借上げに係る市営住宅の入居者を決定したときは、当該入居者と決定した者に対し、当該市営住宅の借上げの期間の満了時に当該市営住宅を明け渡さなければならない旨を通知しなければならない。

(入居者の選考基準及び決定)

第9条 入居の申込みをした者の数が入居させるべき市営住宅の戸数を超える場合においては、次の各号のいずれかに該当する者のうちから公開抽選により入居者を決定する。

(1) 住宅以外の建物若しくは場所に居住し、又は保安上危険若しくは衛生上有害な状態にある住宅に居住している者

(2) 他の世帯と同居して著しく生活上の不便を受けている者又は住宅がないため親族と同居することができない者

(3) 住宅の規模、設備又は間取りと世帯構成との関係から衛生上又は風教上不適当な居住状態にある者

(4) 正当な事由による立ち退きの要求を受け、適当な立ち退き先がないため困窮している者(自己の責めに帰すべき事由に基づく場合を除く。)

(5) 住宅がないために勤務場所から著しく遠隔の地に居住を余儀なくされている者又は収入に比して著しく過大な家賃の支払を余儀なくされている者

(6) 前各号に該当する者のほか現に住宅に困窮していることが明らかな者

2 市長は、前項に規定する入居の申込みをした者のうち、住宅に困窮している度合いが高く、速やかに市営住宅に入居することを必要としている特別な事情がある者については、同項の公開抽選において優先的な措置を講じ、又は同項の規定にかかわらず、市長が割当をした市営住宅に優先的に選考し、若しくは別途の公開抽選により入居者を決定することができる。

3 市長は、前2項の規定により入居者を決定したときは、その旨を当該入居者と決定した者(以下「入居決定者」という。))に対し通知するものとする。

(平19条例93・一部改正)

(入居補欠者)

第10条 市長は、前条の規定に基づいて入居者を決定する場合において、入居決定者のほかに補欠として入居順位を定めて必要と認める数の入居補欠者を定めることができる。

2 前項に規定する入居補欠者の決定については、公開抽選によるものとする。

3 市長は、入居決定者が市営住宅に入居しないときは、第1項の入居補欠者のうちからその入居順位に従い入居者を決定しなければならない。

4 前条第3項の規定は、前項の入居者の決定について準用する。

(平19条例93・一部改正)

(補充入居者)

第11条 市長は、入居決定者及び入居補欠者のほかに、市営住宅に空家が生じた場合の補充入居者を定めることができる。

2 補充入居者の入居資格及び入居の申込みについては、それぞれ第6条、第7条並びに第8条第1項及び第2項の規定を準用する。

3 補充入居者の入居の決定は、規則で定めるところにより行うものとする。

4 第9条第3項の規定は、前項の入居者の決定について準用する。

(入居の手続)

第12条 入居決定者は、決定のあった日から10日以内に、市長が定める書類の提出及び第20条に規定する敷金の納付をしなければならない。

2 入居決定者がやむを得ない事情により前項に規定する手続を同項に定める期間内にすることができないときは、同項の規定にかかわらず、市長が別に指示する期間内に当該手続をしなければならない。

3 市長は、入居決定者が、次の各号のいずれかに該当する場合には、市営住宅の入居の決定を取り消すことができる。

(1) 入居申込みの記載事項に虚偽の事実があったとき。

(2) 第1項又は前項に規定する手続をしないとき。

(3) 第5項に規定する期間内に入居しないとき。

(4) 入居の日前に第6条に規定する入居資格を有しなくなったとき。

4 市長は、入居決定者が第1項又は第2項に規定する手続をしたときは、当該入居決定者に対して速やかに市営住宅の入居可能日を通知しなければならない。

5 入居決定者は、前項により通知された入居可能日から10日以内に入居しなければならない。ただし、特に市長の承認を受けたときは、この限りでない。

(平19条例93・令2条例33・一部改正)

(同居の承認)

第13条 市長は、法第27条第5項に規定する承認をする場合において、省令第11条第1項各号のいずれかに該当する場合のほか、当該承認を得て入居者が同居させようとする者が暴力団員である場合は、当該承認をしてはならない。

(平19条例93・全改、平29条例54・一部改正)

(入居の承継)

第14条 市長は、法第27条第6項に規定する承認をする場合において、省令第12条第1項各号のいずれかに該当する場合のほか、当該承認を受けようとする者が暴力団員である場合は、当該承認をしてはならない。

2 法第27条第6項の規定による承認を受けようとする者は、承継の理由となるべき事実の発生後30日以内に市長に対し申請しなければならない。

(平19条例93・全改、平29条例54・一部改正)

(家賃の決定)

第15条 市営住宅の毎月の家賃は、毎年度、次条第3項の規定により認定された収入(同条第4項の規定により変更された場合には、その変更後の収入。第30条において同じ。)に基づき、近傍同種の住宅の家賃(第3項の規定により定められたものをいう。以下同じ。)以下で令第2条に規定する方法により算出した額とする。ただし、入居者から収入の申告がない場合において、第37条第1項の規定による報告の請求を行ったにもかかわらず、市営住宅の入居者がその請求に応じないときは、当該市営住宅の家賃は、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 令第2条第1項第4号に規定する事業主体の定める数値は、市長が別に定めるものとする。

3 第1項の近傍同種の住宅の家賃は、毎年度、令第3条に規定する方法により算出した額とする。

- 4 [法第16条第4項](#)に規定する入居者に該当する者が[次条第1項本文](#)に規定する収入の申告をすること及び[第37条第1項](#)の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認める場合における当該入居者の市営住宅の毎月の家賃は、[第1項](#)の規定にかかわらず、毎年度、[省令第9条](#)で定める方法により把握した当該入居者の収入に基づき、近傍同種の住宅の家賃以下で、[令第2条](#)に規定する方法により算出した額とする。

(平29条例54・令2条例33・一部改正)

(収入の申告等)

第16条 入居者は、毎年度、市長に対し、収入を申告しなければならない。ただし、[前条第4項](#)の規定により家賃を定める場合は、この限りでない。

- 2 [前項](#)に規定する収入の申告は、[省令第7条](#)に規定する方法によるものとする。
- 3 市長は、[第1項](#)の規定による収入の申告又は[第37条](#)の規定による報告の請求等により把握した入居者の収入に基づき、収入の額を認定し、当該額を入居者に通知するものとする。
- 4 入居者は、[前項](#)の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は、意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは、当該認定を変更するものとする。
- 5 [第3項](#)の規定は[前条第4項](#)の規定により家賃を定める場合において把握された収入の額の通知について、[前項](#)の規定は当該収入の額に対する意見の陳述及びその額の変更について、それぞれ準用する。

(平29条例54・令2条例33・一部改正)

(家賃の減免又は徴収猶予)

第17条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、家賃の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して、市長が定めるところにより当該家賃の減免又は徴収の猶予をすることができる。

- (1) 入居者又は同居者の収入が著しく低額であるとき。
- (2) 入居者又は同居者が病気にかかったとき。
- (3) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。
- (4) その他[前3号](#)に準ずる特別の事情があるとき。

(平19条例93・一部改正)

(家賃の納付)

第18条 市長は、入居者から[第12条第4項](#)の入居可能日から当該入居者が市営住宅を明け渡した日([第33条第1項](#)若しくは[第38条第1項](#)の規定による明渡しの期限として指定した日若しくは明け渡した日のいずれか早い日又は[第43条第1項](#)による明渡しの請求があったときは当該明渡しの請求のあった日)までの間、家賃を徴収する。

- 2 入居者は、毎月末(月の途中で明け渡した場合は、当該明け渡した日)までに、その月分の家賃を納付しなければならない。
- 3 入居者が新たに市営住宅に入居した場合又は市営住宅を明け渡した場合においてその月の使用期間が15日を超えないときは、その月分の家賃の額は、当該月の家賃の額の2分の1に相当する額とする。
- 4 入居者が[第42条](#)に規定する手続を経ないで市営住宅を立ち退いたときは、[第1項](#)の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日までの家賃を徴収する。

(令2条例33・一部改正)

(督促)

第19条 家賃を[前条第2項](#)に規定する納期限までに納付しない者があるときは、市長は、期限を指定してこれを督促しなければならない。

(令2条例33・一部改正)

(敷金)

第20条 市長は、入居者から入居時における3月分の家賃に相当する金額の範囲内において敷金を徴収するものとする。

2 市長は、[第17条各号](#)のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、敷金の減免又は徴収の猶予を必要と認める者に対して市長が定めるところにより当該敷金の減免又は徴収の猶予をすることができる。

3 [第1項](#)に規定する敷金は、入居者が市営住宅を明け渡した場合に、これを還付する。ただし、次に掲げるものがあるときは、敷金のうちからこれを控除した額を還付する。

(1) 未納の家賃

(2) 市に対する損害賠償金

(3) [第23条第4号](#)又は[第42条第2項](#)の規定により入居者の負担により行われるべき修繕又は原状回復若しくは工作物の撤去が行われない場合におけるこれらに要する費用

4 敷金には、利子をつけない。

(平19条例93・平24条例53・一部改正)

(敷金の運用等)

第21条 市長は、敷金を国債、地方債又は社債の取得、預金、土地の取得費に充てる等安全かつ確実な方法により運用しなければならない。

2 [前項](#)の規定により運用して得た利益金は、共同施設の整備に要する費用に充てる等入居者の共同の利便のために使用するものとする。

(修繕費用の負担)

第22条 市営住宅及び共同施設の修繕に要する費用([次条第4号](#)に掲げるものを除く。)は、市の負担とする。

2 市長は、[前項](#)の規定にかかわらず、借上げ市営住宅の修繕費用に関しては別に定めるものとする。

3 入居者の責めに帰すべき事由によって市営住宅及び共同施設の修繕の必要が生じたときは、[第1項](#)の規定にかかわらず、入居者は、市長の選択に従い、修繕し、又はその費用を負担しなければならない。

(令2条例33・一部改正)

(入居者の費用負担義務)

第23条 次に掲げる費用は、入居者の負担とする。

(1) 電気、ガス、水道及び下水道の使用料

(2) 汚物及びじんかいの処理並びに浄化槽の管理清掃に要する費用

(3) 共同施設、エレベーター、給水施設及び汚水処理施設の使用に要する費用

(4) 畳の表替え、破損ガラスの取替え、ふすまの取替え等の軽微な修繕及び給水栓、点滅器その他附帯施設の構造上重要でない部分の修繕に要する費用

(令2条例33・一部改正)

(入居者の保管義務等)

第24条 入居者は、市営住宅又は共同施設の使用について必要な注意を払い、これらを正常な状態において維持しなければならない。

2 入居者の責めに帰すべき事由により、市営住宅又は共同施設を滅失し、又は毀損したときは、入居者が原形に復し、又はこれに要する費用を賠償しなければならない。

(平24条例53・一部改正)

(迷惑行為の禁止)

第25条 入居者は、周辺の環境を乱し、又は他に迷惑を及ぼす行為をしてはならない。

(市営住宅を引き続き使用しない場合の届出)

第26条 入居者が市営住宅を引き続き15日以上使用しないときは、市長の定めるところにより、届出をしなければならない。

(転貸又は権利譲渡の禁止)

第27条 入居者は、市営住宅を他の者に貸し、又はその入居の権利を他の者に譲渡してはならない。

(住宅以外の用途の使用禁止)

第28条 入居者は、市営住宅を住宅以外の用途に使用してはならない。ただし、市長の承認を得たときは、当該市営住宅の一部を住宅以外の用途に併用することができる。

(模様替え等の禁止)

第29条 入居者は、市営住宅を模様替えし、増築し、又は敷地内に工作物を設置してはならない。ただし、原状回復又は撤去が容易である場合において、市長の承認を得たときは、この限りでない。

2 市長は、[前項](#)の承認を行うに当たり、入居者が当該市営住宅を明け渡すときは、入居者の費用で原状回復又は撤去を行うことを条件とするものとする。

3 入居者は、[第1項](#)の承認を得ずに市営住宅を模様替えし、増築し、又は敷地内に工作物を設置したときには、自己の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(収入超過者等に関する認定)

第30条 市長は、毎年度、[第16条第3項](#)の規定により認定した入居者の収入の額([第15条第4項](#)の規定により把握した入居者の収入の額を含む。[次項](#)において同じ。)が[第6条第1項第3号](#)の金額を超え、かつ、当該入居者が、市営住宅に引き続き3年以上入居しているときは、当該入居者を収入超過者(以下「収入超過者」という。)として認定し、その旨を通知する。

2 市長は、[第16条第3項](#)の規定により認定した入居者の収入の額が最近2年間引き続き[令第9条](#)に規定する金額を超え、かつ、当該入居者が市営住宅に引き続き5年以上入居しているときは、当該入居者を高額所得者(以下「高額所得者」という。)として認定し、その旨を通知する。

3 入居者は、[前2項](#)の認定に対し、市長の定めるところにより意見を述べることができる。この場合において、市長は意見の内容を審査し、当該意見に理由があると認めるときは当該認定を変更するものとする。

(平29条例54・令2条例33・一部改正)

(明渡し努力義務)

第31条 収入超過者は、市営住宅を明け渡すよう努めなければならない。

(収入超過者に対する家賃)

第32条 収入超過者に係る家賃は、[第15条第1項](#)の規定にかかわらず、当該収入超過者としての認定に係る期間(当該収入超過者が入居期間の中途において市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)について、[次項](#)に規定する方法により算出するものとする。

2 市長は、[前項](#)に定める家賃を算出しようとするときは、当該収入超過者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、[令第8条第2項](#)に規定する方法によらなければならない。

3 [第17条](#)から[第19条](#)までの規定は、[第1項](#)の家賃について準用する。

4 [法第16条第4項](#)に規定する入居者に該当する者が収入超過者に該当する場合において[第16条第1項本文](#)に規定する収入の申告をすること及び[第37条第1項](#)の規定による報告の請求に応じることが困難な事情があると市長が認めるときにおける当該入居者に係る家賃は、[第15条第4項](#)の規定及び[第1項](#)の規定にかかわらず、[同項](#)の期間について、[法第16条第4項](#)の国土交通省令で定める方法により把握した当該入居者の収入を勘案し、近傍同種の住宅の家賃以下で、[令第8条第3項](#)に規定する方法により算出した額とする。

5 [第17条](#)から[第19条](#)までの規定は、[前項](#)の規定により定める家賃について準用する。

(平29条例54・一部改正)

(高額所得者に対する明渡し請求)

第33条 市長は、高額所得者に対し、期限を定めて当該市営住宅の明渡しを請求するものとする。

2 前項の期限は、同項の規定による請求をする日の翌日から起算して6月を経過した日以後の日でなければならない。

3 第1項の規定による請求を受けた者は、同項の期限が到来したときは、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。

4 市長は、第1項の規定による請求を受けた者について次の各号のいずれかに掲げる特別の事情がある場合においては、その申出により、明渡しの期限を延長することができる。

(1) 入居者又は同居者が病気にかかっているとき。

(2) 入居者又は同居者が災害により著しい損害を受けたとき。

(3) 入居者又は同居者が近い将来において定年退職する等の理由により、収入が著しく減少することが予想されるとき。

(4) その他前3号に準ずる特別の事情があるとき。

(平19条例93・一部改正)

(高額所得者に対する家賃等)

第34条 高額所得者に係る家賃は、第15条第1項及び第4項並びに第32条第1項及び第4項の規定にかかわらず、当該高額所得者としての認定に係る期間(当該高額所得者が入居期間の途中において市営住宅を明け渡した場合にあっては、当該認定の効力が生じる日から当該明渡しの日までの間)については、近傍同種の住宅の家賃とする。

2 前条第1項の規定による請求を受けた高額所得者が同項の期限が到来しても市営住宅を明け渡さない場合には、市長は、同項の期限が到来した日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間について、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を毎月徴収することができる。

3 第17条の規定は第1項の家賃及び前項の金銭に、第18条及び第19条の規定は第1項の家賃にそれぞれ準用する。

(平29条例54・一部改正)

(住宅のあっせん等)

第35条 市長は、収入超過者に対して当該収入超過者から申出があった場合その他必要があると認める場合においては、他の適当な住宅のあっせん等を行うものとする。この場合において、市営住宅の入居者が公共賃貸住宅等公的資金による住宅への入居を希望したときは、その入居が容易に行われるよう特別の配慮をしなければならない。

(期間通算)

第36条 市長が第7条第1項の規定による申込みをした者を他の市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が市営住宅の借上げに係る契約の終了又は法第44条第3項の規定による公営住宅の用途の廃止により明渡しをすべき市営住宅に入居していた期間は、その者が明渡し後に入居した当該他の市営住宅に入居している期間に通算する。

2 市長が第39条の規定による申出をした者を市営住宅建替事業により新たに整備された市営住宅又は他の市営住宅に入居させた場合における第30条から前条までの規定の適用については、その者が当該市営住宅建替事業により除却すべき市営住宅に入居していた期間は、その者が当該新たに整備された市営住宅又は他の市営住宅に入居している期間に通算する。

(収入状況の報告の請求等)

第37条 市長は、第15条第1項若しくは第4項、第32条第1項若しくは第4項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第17条(第32条第3項若しくは第5項又は第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、

[第20条第2項](#)による敷金の減免若しくは徴収の猶予、[第33条第1項](#)の規定による明渡しの請求、[第35条](#)の規定によるあっせん等又は[第39条](#)の規定による市営住宅への入居の措置に関し必要があると認めるときは、入居者の収入の状況について、当該入居者若しくはその雇主、その取引先その他の関係人に報告を求め、又は官公署に必要な書類を閲覧させ、若しくはその内容を記録させることを求めることができる。

- 2 市長は、[前項](#)に規定する権限に基づく行為を当該職員を指定して行わせることができる。
- 3 市長又は当該職員は、[前2項](#)の規定によりその職務上知り得た秘密を漏らし、又は窃用してはならない。

(平29条例54・一部改正)

(建替事業による明渡し請求等)

第38条 市長は、市営住宅建替事業の施行に伴い、必要があると認めるときは、[法第38条第1項](#)の規定に基づき、除却しようとする市営住宅の入居者に対し期限を定めて、その明渡しを請求することができる。

- 2 [前項](#)の規定による請求を受けた者は、[同項](#)の期限が到来したときは、速やかに、当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 [第34条第2項](#)の規定は、[第1項](#)の明渡しの請求について準用する。この場合において、[第34条第2項](#)中「前条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「高額所得者」とあるのは「入居者」と読み替えるものとする。

(新たに整備される市営住宅への入居)

第39条 市営住宅建替事業の施行により除却すべき市営住宅の除却前の最終の入居者が、[法第40条第1項](#)の規定により、当該建替事業により新たに整備される市営住宅又は他の市営住宅に入居を希望するときは、市長の定めるところにより、入居の申出をしなければならない。

(市営住宅建替事業に係る家賃の特例)

第40条 市長は、[前条](#)の申出により市営住宅の入居者を新たに整備された市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、[第15条第1項](#)若しくは[第4項](#)、[第32条第1項](#)若しくは[第4項](#)又は[第34条第1項](#)の規定にかかわらず、[令第12条](#)で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(平29条例54・一部改正)

(公営住宅の用途の廃止による他の市営住宅への入居の際の家賃の特例)

第41条 市長は、[法第44条第3項](#)の規定による公営住宅の用途の廃止による市営住宅の除却に伴い当該市営住宅の入居者を他の市営住宅に入居させる場合において、新たに入居する市営住宅の家賃が従前の市営住宅の最終の家賃を超えることとなり、当該入居者の居住の安定を図るため必要があると認めるときは、[第15条第1項](#)若しくは[第4項](#)、[第32条第1項](#)若しくは[第4項](#)又は[第34条第1項](#)の規定にかかわらず、[令第12条](#)で定めるところにより当該入居者の家賃を減額するものとする。

(平29条例54・一部改正)

(住宅の検査)

第42条 入居者は、市営住宅を明け渡そうとするときは、10日前までに市長に届け出て、市営住宅監理員又は市長の指定する者の検査を受けなければならない。

- 2 入居者は、[第29条](#)の規定により市営住宅を模様替えし、増築し、又は敷地内に工作物を設置したときは、[前項](#)の検査の時までに、入居者の費用で原状回復又は撤去を行わなければならない。

(住宅の明渡し請求)

第43条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、入居者に対し、市営住宅の明渡しを請求することができる。

- (1) 入居者が不正の行為によって入居したとき。
  - (2) 入居者が家賃を3月以上滞納したとき。
  - (3) 入居者が当該市営住宅又は共同施設を故意に毀損したとき。
  - (4) 入居者が正当な事由によらないで15日以上市営住宅を使用しないとき。
  - (5) 入居者が[第13条](#)、[第14条](#)及び[第24条](#)から[第29条](#)までの規定に違反したとき。
  - (6) 市営住宅の借上げの期間が満了するとき。
  - (7) 入居者又は同居者が暴力団員であることが判明したとき。
- 2 [前項](#)の規定により市営住宅の明渡しの請求を受けた入居者は、速やかに当該市営住宅を明け渡さなければならない。
- 3 市長は、[第1項第1号](#)の規定に該当することにより[同項](#)の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対して、入居した日から請求の日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額とそれまでに支払を受けた家賃の額との差額の金銭を、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を毎月徴収することができる。
- 4 市長は、[第1項第2号](#)から[第5号](#)までの規定に該当することにより[同項](#)の請求を行ったときは、当該請求を受けた者に対し、請求の日の翌日から当該市営住宅の明渡しを行う日までの期間については、近傍同種の住宅の家賃の額の2倍に相当する額の金銭を毎月徴収することができる。
- 5 市長は、市営住宅が[第1項第6号](#)の規定に該当することにより[同項](#)の請求を行う場合には、当該請求を行う日の6月前までに、当該入居者にその旨を通知しなければならない。
- 6 市長は、市営住宅の借上げに係る契約が終了する場合には、当該市営住宅の賃貸人に代わって、入居者に[借地借家法\(平成3年法律第90号\)第34条第1項](#)の通知をすることができる。

(平19条例93・平24条例53・一部改正)

### 第3章 法第45条第1項に基づく社会福祉事業等への活用

(使用許可)

第44条 市長は、社会福祉法人その他[公営住宅法第45条第1項の事業等を定める省令\(平成8年/厚生省/建設省/令第1号\)第2条](#)に規定する者(以下「社会福祉法人等」という。)が市営住宅を使用して[同省令第1条](#)に規定する事業(以下「社会福祉事業等」という。)を行うことが必要であると認める場合においては、当該社会福祉法人等に対して、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲で、市営住宅の使用を許可することができる。

- 2 市長は、[前項](#)の許可に条件を付することができる。

(使用手続)

第45条 社会福祉法人等は、[前条](#)の規定による市営住宅の使用の許可を申請しようとするときは、市長の定めるところにより、市営住宅の使用目的、使用期間その他当該市営住宅の使用に係る事項を記載した書面を市長に提出しなければならない。

- 2 市長は、社会福祉法人等から[前項](#)の申請があった場合には、当該申請に対する処分を決定し、当該社会福祉法人等に対して、当該申請を許可する場合にあっては許可する旨及び当該市営住宅の使用開始可能日を、許可しない場合にあっては許可しない旨及びその理由を通知する。

- 3 社会福祉法人等は、[前項](#)の規定により、市営住宅の使用を許可する旨の通知を受けたときは、市長が定める日までに市営住宅の使用を開始しなければならない。

(使用料)

第46条 [第44条第1項](#)に規定する許可を受けた社会福祉法人等は、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める額の使用料を支払わなければならない。

2 社会福祉法人等が社会福祉事業等において市営住宅を現に使用する者から徴収することとなる家賃相当額の合計額は、[前項](#)に規定する市長が定める額を超えてはならない。  
(準用)

第47条 社会福祉法人等による市営住宅の使用に当たっては、[第18条](#)から[第29条](#)まで、[第38条](#)、[第42条](#)及び[第59条](#)の規定を準用する。この場合において、これらの規定([第59条第2項](#)を除く。)中「家賃」とあるのは「使用料」と、「入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と、[第18条](#)中「第12条第5項」とあるのは「第45条第2項」と、「入居可能日」とあるのは「使用開始可能日」と、「第33条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、「第43条第1項」とあるのは「第50条」と、[第59条第2項](#)中「市営住宅の入居者」とあるのは「社会福祉法人等」と読み替えるものとする。

(平17条例73・一部改正)

(報告の請求)

第48条 市長は、市営住宅の適正かつ合理的な管理を行うために必要があると認めるときは、当該市営住宅を使用している社会福祉法人等に対して、当該市営住宅の使用状況を報告させることができる。

(申請内容の変更)

第49条 市営住宅を使用している社会福祉法人等は、[第45条第1項](#)の規定による申請の内容に変更が生じた場合には、速やかに市長に報告しなければならない。

(使用許可の取消し)

第50条 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、[第44条第1項](#)の規定による市営住宅の使用許可を取り消すことができる。

- (1) 社会福祉法人等が使用許可の条件に違反したとき。
- (2) 市営住宅の適正かつ合理的な管理に支障があると認めるとき。

(平19条例93・一部改正)

#### 第4章 法第45条第2項に基づく市営住宅の活用(みなし特定公共賃貸住宅)

(使用許可)

第51条 市長は、その区域内に[特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律\(平成5年法律第52号。以下「特定優良賃貸住宅法」という。\)](#)[第6条](#)に規定する特定優良賃貸住宅その他の[特定優良賃貸住宅法第3条第4号イ](#)又は[ロ](#)に掲げる者の居住の用に供する賃貸住宅の不足その他の特別の事由により市営住宅を[同号イ](#)又は[ロ](#)に掲げる者に使用させることが必要であると認める場合において、市営住宅の適正かつ合理的な管理に著しい支障のない範囲で、当該市営住宅をこれらの者に使用させることができる。

(特定優良賃貸住宅制度に基づく管理)

第52条 市長は、市営住宅を[前条](#)の規定に基づいて使用させる場合にあっては、当該市営住宅を[特定優良賃貸住宅法第18条第2項](#)の国土交通省令で定める基準に従って管理する。

(平29条例54・一部改正)

(入居者資格)

第53条 [第51条](#)の規定により市営住宅を使用することができる者は、[第6条](#)の規定にかかわらず、[次の各号](#)の条件を具備する者でなければならない。

- (1) 所得が中位にある者でその所得が[特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則\(平成5年建設省令第16号。以下「特定優良賃貸住宅法施行規則」という。\)](#)[第6条](#)に定める基準に該当するものであって、自ら居住するため住宅を必要とするもののうち、現に同居し、又は同居しようとする親族があるもの
- (2) [特定優良賃貸住宅法施行規則第26条各号](#)に定める者
- (3) 入居する世帯員の中に市税滞納者等がないこと。

(平15条例51・平19条例93・一部改正)

(家賃)

第54条 第51条の規定による使用に供される市営住宅の毎月の家賃は、第15条第1項若しくは第4項、第32条第1項又は第34条第1項の規定にかかわらず、当該市営住宅の入居者の収入を勘案し、かつ、近傍同種の住宅の家賃以下で市長が定める。

2 前項の入居者の収入については、第16条の規定を準用する。この場合において、同条第3項中「第1項」とあるのは、「第54条第1項」と読み替えるものとする。

(令2条例33・一部改正)

(準用)

第55条 第51条の規定による市営住宅の使用については、前3条に定めるもののほか、第4条、第5条、第8条から第14条まで、第17条から第29条まで、第37条から第43条まで及び第59条の規定を準用する。この場合において、第8条第1項中「前2条」とあるのは「第53条」と、第18条第1項中「第33条第1項又は第38条第1項」とあるのは「第38条第1項」と、第37条第1項中「第15条第1項若しくは第4項、第32条第1項若しくは第4項若しくは第34条第1項の規定による家賃の決定、第17条(第32条第3項若しくは第5項又は第34条第3項において準用する場合を含む。)の規定による家賃若しくは金銭の減免若しくは徴収の猶予、第20条第2項による敷金の減免若しくは徴収の猶予、第33条第1項の規定による明渡し請求、第35条の規定によるあっせん等又は第39条の規定による市営住宅への入居の措置」とあるのは「第54条の規定による家賃の決定」と読み替えるものとする。

(平29条例54・一部改正)

## 第5章 駐車場等の管理

(平24条例53・改称)

(駐車場の使用許可)

第56条 市営住宅の共同施設として整備された駐車場(以下「駐車場」という。)を使用しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。

(平24条例53・全改)

(駐車場の使用者の資格)

第56条の2 駐車場を使用することができる者は、次に掲げる条件を具備する者でなければならない。

- (1) 市営住宅の入居者又はその同居者であること。
- (2) 前号に規定する者が自ら使用するため駐車場を必要としていること。
- (3) 第43条第1項各号に掲げる事由のいずれにも該当しないこと。

(平24条例53・追加)

(駐車場の使用の申込み)

第56条の3 前条に規定する使用者の資格がある者で駐車場を使用しようとするものは、規則で定めるところにより使用の申込みをしなければならない。

(平24条例53・追加)

(駐車場の使用者の決定)

第56条の4 市長は、前条の申込みをした者が第56条の2に規定する条件を具備していると認めるときは、駐車場の使用を許可する。

2 市長は、前条の申込みをした者の数が当該駐車場における使用可能な区画の数を超える場合においては、選考により当該駐車場の使用を許可する者を決定する。この場合において、入居者又は同居者が身体障害者であることその他特別な事由がある者について、市長が駐車場の使用が必要であると認めるときは、その者を優先的に選考することができる。

3 市長は、前2項の規定により駐車場の使用を許可したときは、当該許可をする駐車場の区画及びその使用を開始することができる日(以下「駐車開始可能日」という。)を当該

駐車場の使用の許可を受けた者(以下「駐車場使用者」という。)に対し通知するものとする。

(平24条例53・追加)

(駐車場使用者の届出義務)

第56条の5 駐車場使用者は、[次の各号](#)のいずれかに該当するときは、あらかじめ、規則で定めるところにより市長に届け出なければならない。

- (1) 自動車の使用者、所有者、車種等を変更しようとするとき。
- (2) 駐車場を引き続き15日以上使用しないとき。

(平24条例53・追加)

(駐車場の使用料)

第56条の6 駐車場の使用料(以下「駐車場使用料」という。)は、1区画につき月額2,000円とし、駐車開始可能日の属する月分から駐車場使用者が駐車場を明け渡した日の属する月分まで徴収する。

- 2 市長は、障害があるため自動車の使用が生活上必要である者その他の特別の事情がある者について必要があると認めるときは、駐車場使用料を減免することができる。
- 3 駐車場使用者は、毎月末日(月の途中で駐車場を明け渡した場合は、当該明渡しの日)までにその月分の駐車場使用料を納付しなければならない。
- 4 駐車場使用者が[第56条の8](#)において準用する[第42条第1項](#)に規定する手続を経ないで駐車場を明け渡した場合は、[第1項](#)の規定にかかわらず、市長が明渡しの日を認定し、その日の属する月分までの駐車場使用料を徴収する。

(平24条例53・追加)

(駐車場の使用許可の取消し)

第56条の7 市長は、[次の各号](#)のいずれかに該当する場合は、駐車場の使用の許可を取り消し、その明渡しを請求することができる。

- (1) 駐車場使用者が不正な行為により使用の許可を受けたとき。
  - (2) 駐車場使用者が駐車場使用料を3月以上滞納したとき。
  - (3) 駐車場使用者が駐車場又はその附帯施設を故意に毀損したとき。
  - (4) 駐車場使用者が[第56条の2各号](#)に掲げる条件を具備しなくなったとき。
  - (5) 正当な理由によらないで15日以上駐車場を使用しないとき。
  - (6) [前各号](#)に掲げる場合のほか、駐車場の管理上必要があると認めるとき。
- 2 [前項](#)の規定により駐車場の明渡しを請求を受けた駐車場使用者は、速やかに当該駐車場を明け渡さなければならない。

(平24条例53・追加)

(準用)

第56条の8 駐車場の管理については、[前7条](#)に定めるもののほか、[第27条](#)、[第28条本文](#)、[第29条第1項](#)及び[第3項](#)並びに[第42条第1項](#)の規定を準用する。この場合において、これらの規定中「市営住宅」とあるのは「駐車場」と、「入居者」とあるのは「駐車場使用者」と読み替えるものとする。

(平24条例53・追加)

(その他の共同施設)

第56条の9 駐車場以外の共同施設の管理に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(平24条例53・追加)

## 第6章 市営改良住宅の管理

第57条 市営改良住宅及び地区施設の管理については、[第3項](#)に定めるもののほか、[第4条](#)、[第5条](#)、[第6条](#)([第1項第3号エ](#)を除く。)、[第7条](#)から[第14条](#)まで、[第16条](#)から[第29条](#)まで、[第31条](#)、[第35条](#)から[第37条](#)まで、[第38条](#)([第3項](#)を除く。)、[第39条](#)から[第43条](#)まで、[前章](#)並びに[第58条](#)から[第66条](#)までの規定を準用する。ただし、[第4条](#)、[第5条](#)、[第6条](#)([第1](#)

項第3号エを除く。)、[第7条](#)、[第8条第2項](#)及び[第3項](#)並びに[第9条](#)から[第11条](#)までの規定は、[改良法第29条第1項ただし書](#)に規定する場合に限る。

- 2 [前項](#)の場合において、[同項](#)に掲げる準用規定中「市営住宅」とあるのは「市営改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、「市営住宅監理員」とあるのは「市営改良住宅監理員」と、[第6条第1項第3号ア](#)中「214,000円」とあるのは「139,000円」と、[同号オ](#)中「158,000円」とあるのは「114,000円」と読み替えるものとする。
- 3 市営改良住宅の家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置については、[熊本市営住宅管理条例\(昭和36年条例第17号。以下この項において「旧条例」という。\)](#)[第2条第3号](#)の第2種市営住宅に係る[旧条例第11条](#)から[第13条](#)まで及び[第24条](#)から[第26条](#)までの規定による家賃及び敷金の決定及び変更並びに収入超過者に対する措置の例による。この場合において、[旧条例第11条](#)中「法」とあるのは「公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法(以下「旧法」という。)」と、「令」とあるのは「公営住宅法施行令の一部を改正する政令(平成8年政令第248号)による改正前の公営住宅法施行令(以下「旧令」という。)」と、[旧条例第12条第1号](#)中「[第5条第1項第2号](#)」とあるのは「旧法第17条第1号」と、[旧条例第13条](#)中「次の」とあるのは「旧法第13条第1項」と、[旧条例第25条第3項](#)中「第1種市営住宅にあつては198,000円、第2種市営住宅にあつては115,000円」とあるのは「住宅地区改良法施行令(昭和35年政令第128号)第13条の2第1項の規定によってその例によることとされる旧令第6条の2第1項に定める基準」と、[旧条例第27条第1項](#)中「収入超過者は」とあるのは「収入超過者に対して」と、「支払わなければならない」とあるのは「徴収することができる」と、[同条第2項](#)中「[第11条](#)の規定により定め、又は[第13条第1項](#)の規定により変更し、若しくは別に定めた家賃に、次表に掲げる率を乗じて得た額」とあるのは「住宅地区改良法施行令第13条の2第1項の規定によってその例によることとされる旧令第6条の2第2項に規定する限度額を限度として市長が定める額」とする。

(平17条例73・平20条例101・平22条例79・平24条例53・平24条例110・令2条例33・一部改正)

## 第7章 市営単独住宅の管理

(平22条例79・追加)

第57条の2 市営単独住宅の管理については、[第4条](#)、[第5条](#)、[第6条](#)([第1項第3号エ](#)を除く。)、[第7条](#)から[第14条](#)まで、[第15条](#)([第4項](#)を除く。)、[第16条](#)([第5項](#)を除く。)、[第17条](#)から[第31条](#)まで、[第32条](#)([第4項](#)及び[第5項](#)を除く。)、[第33条](#)から[第35条](#)まで、[第37条](#)(官公署に書類の閲覧等を求める部分を除く。)から[第43条](#)まで及び[次条](#)から[第66条](#)までの規定を準用する。

- 2 [前項](#)の場合において、[同項](#)に掲げる準用規定中「市営住宅」とあるのは「市営単独住宅」と、「市営住宅監理員」とあるのは「市営単独住宅監理員」と読み替えるものとする。

(平22条例79・追加、平24条例53・平24条例110・平29条例54・令2条例33・一部改正)

## 第8章 補則

(平22条例79・旧第7章繰下)

### (市営住宅監理員)

第58条 市営住宅監理員は、市長が市職員のうちから任命する。

- 2 市営住宅監理員は、市営住宅及び共同施設の管理に関する事務をつかさどり、市営住宅及びその環境を良好な状況に維持するよう入居者に必要な指導を与える。

(令2条例33・一部改正)

### (立入検査)

第59条 市長は、市営住宅の管理上必要があると認めるときは、市営住宅監理員又は市長の指定した者に市営住宅の検査をさせ、又は入居者に対して適当な指示をさせることができる。

2 前項の検査において、現に使用している市営住宅に立ち入るときは、あらかじめ、当該市営住宅の入居者の承諾を得なければならない。

3 第1項の規定により検査に当たる者は、その身分を示す証票を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(指定管理者による管理)

第60条 市営住宅及び共同施設の管理は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定により、法人その他の団体であつて本市が指定するもの(以下「指定管理者」という。)に行わせることができる。

(平17条例73・全改)

(指定管理者の指定の手續)

第61条 前条の規定による指定を受けようとするものは、市営住宅及び共同施設の事業計画書その他規則で定める書類を添えて、当該指定について市長に申請しなければならない。

2 市長は、前項の規定による申請があつたときは、申請があつたもののうちから、次に掲げる基準に最も適合していると認めるものを選定し、議会の議決を経て指定管理者を指定するものとする。

(1) 市営住宅及び共同施設の管理に係る業務の執行が、住民の平等利用を確保することができること。

(2) その事業計画書の内容が、市営住宅及び共同施設の効用を最大限に発揮させるとともにその管理に係る経費の縮減が図られるものであること。

(3) その事業計画書に沿った管理を安定して行う能力を有していること。

(4) その他市長が定める基準

3 市長は、前項の規定により本市の特定の区域に所在する全ての市営住宅及び共同施設の管理を一の指定管理者に行わせている場合において、当該区域に新たな市営住宅又は共同施設が設置されるときは、同項の規定にかかわらず、当該指定管理者を当該新たな市営住宅又は共同施設の指定管理者として選定し、議会の議決を経てこれを指定することができる。

(平17条例73・追加、平30条例93・一部改正)

(指定管理者が行う管理の基準)

第62条 指定管理者は、この条例に定めるもののほか、法令、この条例に基づく規則その他市長が定めるところに従い、市営住宅及び共同施設の管理を行わなければならない。

(平17条例73・追加)

(指定管理者が行う業務)

第63条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 市営住宅の入居及び退去に関する補助業務

(2) 市営住宅及び共同施設の管理及び適正な使用の確保に関する補助業務

(3) 市営住宅及び共同施設の維持補修に関する業務

(4) 前3号に掲げるもののほか、市営住宅及び共同施設の管理運営上市長が必要と認める業務

(平17条例73・追加)

(協定の締結)

第64条 指定管理者は、指定を受けるときは市と市営住宅及び共同施設の管理に関する協定を締結しなければならない。

2 前項の協定に定める事項は、規則で定める。

(平17条例73・追加)

(指定の取消し等に係る損害賠償)

第65条 市長が指定管理者の指定を取り消し、又は期間を定めて管理の業務の全部若しくは一部の停止を命じた場合において指定管理者に損害が生じても、市はその賠償の責めを負わない。

(平17条例73・追加)

(秘密保持義務等)

第66条 指定管理者及び指定管理者の行う事務に従事している者又は従事していた者は、[熊本市個人情報保護条例\(平成13年条例第43号\)第12条の2](#)に規定するところにより個人情報を適切に管理するほか、市営住宅及び共同施設の管理に関し知り得た秘密を漏らしてはならない。

(平17条例73・追加)

(敷地の目的外使用)

第67条 市長は、市営住宅及び共同施設の用に供されている土地の一部をその用途又は目的を妨げない限度において、規則で定めるところによりその使用を許可することができる。

(平17条例73・旧第61条繰下)

(委任)

第68条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

(平17条例73・追加)

(罰則)

第69条 市長は、入居者が詐欺その他の不正行為により家賃の全部又は一部の徴収を免れたときは、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額(当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。)以下の過料を科するものとする。

(平12条例2・一部改正、平17条例73・旧第62条繰下)

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、[附則第4項](#)の規定は、平成10年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 公営住宅法の一部を改正する法律(平成8年法律第55号)による改正前の公営住宅法の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設については、平成10年3月31日までの間は、[熊本市営住宅管理条例\(平成9年条例第45号。以下「新条例」という。\)](#)[第4条第2項、第5条第8号、第6条、第7条、第13条から第21条まで、第24条から第41条まで及び第43条](#)の規定は適用せず、[熊本市営住宅管理条例\(昭和36年条例第17号。以下「旧条例」という。\)](#)[第3条第2項、第4条第7号、第8号及び第10号、第5条、第9条の2、第11条から第16条](#)まで、[第19条から第28条の3まで、第30条並びに附則第7項及び第8項](#)の規定は、なおその効力を有する。

3 [前項](#)の市営住宅については、平成10年3月31日までの間は、[新条例第5条](#)の規定は適用せず、[旧条例第4条](#)の規定の例による。この場合において、[同条例第9号](#)中「他の市営住宅の入居者の世帯構成に異動があったことにより当該市営住宅に」とあるのは、「現に市営住宅に入居している者(以下この号において「既存入居者」という。)の同居者の人数に増減があったこと又は既存入居者若しくは同居者が加齢、病気等によって日常生活に身体の機能上の制限を受ける者となったことにより、市長が入居者を募集しようとしている市営住宅に当該既存入居者が」とする。

- 4 平成10年4月1日において現に市が低額所得者に賃貸又は転貸をするため、買い取り、借り上げ、又は管理している住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設で国の補助に係るもののうち、当該住宅の入居者が旧条例第5条に定める条件を具備しなければならない住宅又はその入居者の共同の福祉のために必要な施設については、新条例の規定に基づいて供給された市営住宅又は共同施設とみなして新条例の規定を適用する。
- 5 この条例の公布の日において現に市が管理している入居者が旧条例第5条の2に定める条件を具備しなければならない住宅又はこれらの入居者の福祉のために必要な施設については、新条例の規定に基づいて供給された市営改良住宅又は地区施設とみなして新条例の規定を適用する。
- 6 新条例第15条第1項、第32条第1項又は第34条第1項の規定による家賃の決定に関し必要な手続その他の行為は、附則第2項の市営住宅又は共同施設については同項の規定にかかわらず平成10年3月31日以前においても、附則第4項に規定する住宅又は施設については附則第1項ただし書の規定にかかわらず附則第4項の規定の施行の日前においても、それぞれ新条例の例によりすることができる。
- 7 平成10年4月1日において現に附則第2項の市営住宅に入居している者の平成10年度から平成12年度までの各年度の家賃の額は、その者に係る新条例第15条第1項本文又は第17条の規定による家賃の額が旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を超える場合にあっては新条例第15条第1項本文又は第17条の規定による家賃の額から旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を控除して得た額に次の表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額を加えて得た額とし、その者に係る新条例第32条又は第34条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額が旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額に旧条例第27条の規定による割増賃料を加えて得た額を超える場合にあっては新条例第32条又は第34条第1項若しくは第3項の規定による家賃の額から旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額及び旧条例第27条の規定による割増賃料の額を控除して得た額に同表の左欄に掲げる年度の区分に応じ同表の右欄に定める負担調整率を乗じて得た額に、旧条例第11条、第12条又は第13条の規定による家賃の額及び旧条例第27条の規定による割増賃料の額を加えて得た額とする。

年度の区分	負担調整率
平成10年度	0.25
平成11年度	0.5
平成12年度	0.75

- 8 平成10年4月1日前に旧条例の規定によって行われた請求、手続その他の行為は、新条例の相当規定によって行われたものとみなす。  
(下益城郡富合町の編入に伴う経過措置)
- 9 下益城郡富合町の編入の日(以下「富合町編入日」という。)前に旧富合町町営住宅管理条例(平成9年条例第28号。以下「旧富合町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
(平20条例101・追加)
- 10 下益城郡富合町の編入の際現に旧富合町条例の規定により旧下益城郡富合町の区域に存する市営住宅の共同施設(駐車場に限る。)の使用料については、当分の間、旧富合町条例の例による。  
(平20条例101・追加)

- 11 富合町編入日前に旧下益城郡富合町において発行された督促状に係る督促手数料については、同町の旧税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和56年条例第12号)の例による。  
(平20条例101・追加)
- 12 富合町編入前にした旧富合町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧富合町条例の例による。  
(平20条例101・追加)  
(下益城郡城南町の編入に伴う経過措置)
- 13 下益城郡城南町の編入の日(以下「城南町編入日」という。)前に旧城南町営住宅管理条例(平成9年条例第9号。以下「旧城南町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
(平22条例79・追加)
- 14 下益城郡城南町の編入の際現に旧城南町条例の規定により旧下益城郡城南町の区域に存する市営住宅の共同施設(駐車場に限る。)の使用料については、当分の間、旧城南町条例の例による。  
(平22条例79・追加)
- 15 城南町編入日前に旧下益城郡城南町において発行された督促状に係る督促手数料については、旧城南町条例及び同町の旧税外収入金にかかる督促手数料及び延滞金徴収に関する条例(昭和39年条例第6号)の例による。  
(平22条例79・追加)
- 16 城南町編入前にした旧城南町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧城南町条例の例による。  
(平22条例79・追加)  
(鹿本郡植木町の編入に伴う経過措置)
- 17 鹿本郡植木町の編入の日(以下「植木町編入日」という。)前に旧植木町営住宅条例(平成9年条例第6号。以下「旧植木町条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。  
(平22条例79・追加)
- 18 鹿本郡植木町の編入の際現に旧植木町条例の規定により旧鹿本郡植木町の区域に存する市営住宅の共同施設(駐車場に限る。)の使用料については、平成27年3月31日までの間、旧植木町条例の例による。  
(平22条例79・追加)
- 19 植木町編入前にした旧植木町条例の規定に違反する行為に対する罰則の適用については、旧植木町条例の例による。  
(平22条例79・追加)  
(熊本市特定優良賃貸住宅管理条例の一部改正)
- 20 熊本市特定優良賃貸住宅管理条例(平成6年条例第38号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(平20条例101・旧第9項繰下、平22条例79・旧第13項繰下)  
附 則(平成12年3月30日条例第2号)  
この条例は、平成12年4月1日から施行する。  
附 則(平成12年12月25日条例第55号)  
この条例は、公布の日から施行する。  
附 則(平成15年7月3日条例第51号)  
(施行期日)
- 1 この条例は、平成15年9月1日から施行する。  
(経過措置)

- 2 第1条の規定による改正後の熊本市営住宅管理条例第6条、第7条第2項及び第53条の規定並びに第2条の規定による改正後の熊本市特定優良賃貸住宅管理条例第3条第1項の規定は、平成15年9月1日以後に行われる入居者の決定に係る入居者の資格について適用し、同日前行われる入居者の決定に係る入居者の資格については、なお従前の例による。

附 則(平成17年9月30日条例第73号)

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日から平成18年9月1日(同日前に地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項の規定に基づき市営住宅及び共同施設の管理に係る指定をした場合には、当該指定の日)までの間における市営住宅及び共同施設の管理については、なお従前の例による。
- 3 この条例による改正後の第61条第2項の規定にかかわらず、この条例の施行の日から平成18年9月1日までの間において、指定管理者を指定する場合は、市長が別に定める基準に該当するものを選定し、議会の議決を経て指定するものとする。
- 4 前項の指定の期間は、3年を超えることができない。
- 5 附則第2項から前項までの規定は、市営改良住宅及び地区施設について準用する。この場合において、「市営住宅」とあるのは「市営改良住宅」と、「共同施設」とあるのは「地区施設」と、「第61条第2項」とあるのは「第57条第1項の規定により準用する第61条第2項」と読み替えるものとする。

(熊本駅西都市再生住宅条例の一部改正等)

- 6 熊本駅西都市再生住宅条例(平成14年条例第57号)の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

- 7 附則第2項から第4項までの規定は、熊本駅西都市再生住宅について準用する。この場合において、「市営住宅」とあるのは「熊本駅西都市再生住宅」と、「第61条第2項」とあるのは「熊本駅西都市再生住宅条例第9条の規定により準用する熊本市営住宅管理条例(平成9年条例第45号)第61条第2項」と読み替えるものとする。

附 則(平成17年12月22日条例第88号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成18年3月30日条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成19年12月25日条例第93号)

この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、第6条第1号にただし書を加える改正規定、第56条第2項の改正規定及び同条に1項を加える改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成20年9月19日条例第101号)

この条例は、平成20年10月6日から施行する。ただし、第57条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成22年3月8日条例第79号)

この条例は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成24年3月22日条例第53号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 平成18年4月1日前に50歳以上である者に対するこの条例による改正後の熊本市営住宅管理条例(以下「新条例」という。)第6条第2項第1号の規定の適用については、同号中「60歳」とあるのは、「50歳」とする。

- 3 新条例第20条の規定は、この条例の施行の日以後に新条例第42条第1項の規定による明渡し届出がなされた者又は新条例第18条第4項の規定により同日以後の日を明渡しの日と認定された者に係る敷金について適用する。

附 則(平成24年12月26日条例第110号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この条例による改正後の第3条の2から第3条の17までの規定は、平成25年4月1日以後に新築、増築又は改築の工事に着手する市営住宅等について適用する。  
(熊本市小集落改良住宅条例の一部改正)
- 3 熊本市小集落改良住宅条例(平成22年条例第80号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略  
(熊本駅西都市再生住宅条例の一部改正)
- 4 熊本駅西都市再生住宅条例(平成14年条例第57号)の一部を次のように改正する。  
〔次のよう〕略

附 則(平成25年12月25日条例第81号)

この条例は、平成26年1月3日から施行する。

附 則(平成26年6月24日条例第48号)

この条例は、平成26年10月1日から施行する。

附 則(平成29年9月22日条例第54号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成30年12月27日条例第93号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和2年3月24日条例第33号)

(施行期日)

- 1 この条例は、令和2年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 第1条の規定による改正後の熊本市営住宅条例第12条の規定、第2条の規定による改正後の熊本市特定優良賃貸住宅管理条例第11条の規定及び第3条の規定による改正後の熊本市小集落改良住宅条例第7条の規定は、この条例の施行の日以後に行われる入居者の決定に係る入居の手続について適用する。
- 3 この条例の施行の日から東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条第1項に規定する認定を受けた復興推進計画に定められた同条第2項の期間が満了する日(その日が令和3年3月11日後の日であるときは、同月11日)までの間は、第1条の規定による改正後の熊本市営住宅条例第6条第1項の規定中「並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条の特定帰還者及び同法第39条の居住制限者」とあるのは、「東日本大震災復興特別区域法(平成23年法律第122号)第19条第1項第2号の被災者等並びに福島復興再生特別措置法(平成24年法律第25号)第27条の特定帰還者及び同法第39条の居住制限者」と読み替えるものとする。